

第2編 道路改良事業
第2章 計画と調査
第3節 道路計画

現 行	改 定
<p>ページ：2-2-7 1 道路計画について</p> <p>道路の技術的な基準は、国道については道路法第30条にもとづき「道路構造令」により、都道府県道及び市町村道については同法第30条第3項にもとづき「道路構造令」を参酌して条例で定めることになっている。そのため、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造は、国道においては「道路構造令」(平成31年4月19日 政令 第157号)、長野県道については「道路構造令」を参酌した「県道の構造の技術的基準等に関する条例(平成24年条例第79号)」に示す各規定を満足するよう設計するものとする。</p>	<p>ページ：2-2-7 1 道路計画について</p> <p>道路の技術的な基準は、国道については道路法第30条にもとづき「道路構造令」により、都道府県道及び市町村道については同法第30条第3項にもとづき「道路構造令」を参酌して条例で定めることになっている。そのため、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造は、国道においては「道路構造令」(令和2年11月25日 政令 第329号)、長野県道については「道路構造令」を参酌した「県道の構造の技術的基準等に関する条例(平成24年条例第79号)」に示す各規定を満足するよう設計するものとする。</p>

第2編 道路改良事業
第2章 計画と調査
第3節 道路計画

現 行	改 定
<p>ページ：2-2-9 3 道路構造令及び県道の構造の技術的基準等に関する条例の運用の考え方 (3)運用上の留意事項</p> <p>i) 地域にとって、真に必要な道路を整備するために弾力的な運用を行うべきであり、単に事業執行を容易にすることを目的としてはならない。Ⓜ</p> <p>ii) 安全性に係わる規定については、安易に規格を下げるべきではない。Ⓜ</p> <p>iii) 道路構造令は完成時の道路構造について規定したものであり、工事中や段階的に建設を行う場合の暫定供用時の道路構造は、必ずしも道路構造令の規定に合致する必要はないが、特に、暫定供用時の道路構造は、道路構造令を基本としつつ、当面必要な機能を満足する道路構造でなければならない。Ⓜ</p> <p>iv) 県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準を定める規則（以下「県道の構造の技術的基準を定める規則」という。）（<u>令和元年規則第5号</u>）のうち、道路構造令に記載のない県独自の基準の運用にあたっては、表2-2-2を踏まえ、事業課協議を行うこととする。協議の対象は道路の設計諸元として運用するものを対象とし、小区間改築における特例として行うものは対象としないものとする。Ⓜ</p> <p>なお、運用にあたっては、必要性和合理性を十分に精査することが必要である。Ⓜ</p>	<p>ページ：2-2-9 3 道路構造令及び県道の構造の技術的基準等に関する条例の運用の考え方 (3)運用上の留意事項</p> <p>i) 地域にとって、真に必要な道路を整備するために弾力的な運用を行うべきであり、単に事業執行を容易にすることを目的としてはならない。</p> <p>ii) 安全性に係わる規定については、安易に規格を下げるべきではない。</p> <p>iii) 道路構造令は完成時の道路構造について規定したものであり、工事中や段階的に建設を行う場合の暫定供用時の道路構造は、必ずしも道路構造令の規定に合致する必要はないが、特に、暫定供用時の道路構造は、道路構造令を基本としつつ、当面必要な機能を満足する道路構造でなければならない。</p> <p>iv) 県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準を定める規則（以下「県道の構造の技術的基準を定める規則」という。）（<u>令和3年規則第4号</u>）のうち、道路構造令に記載のない県独自の基準の運用にあたっては、表2-2-2を踏まえ、事業課協議を行うこととする。協議の対象は道路の設計諸元として運用するものを対象とし、小区間改築における特例として行うものは対象としないものとする。</p> <p>なお、運用にあたっては、必要性和合理性を十分に精査することが必要である。</p>
<p>ページ：2-2-11 (4)弾力的な運用の例 表2-2-2県道の構造の技術的基準等に関する条例における県独自の基準の運用における考え方</p> <p style="text-align: center;">表2-2-2 枠内省略</p>	<p>ページ：2-2-11 (4)弾力的な運用の例 表2-2-2県道の構造の技術的基準等に関する条例における県独自の基準の運用における考え方</p> <p style="text-align: center;">表2-2-2 枠内省略</p>
<p>※規則：県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準を定める規則（<u>令和元年規則第5号</u>）</p>	<p>※規則：県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準を定める規則（<u>令和3年規則第4号</u>）</p>

第2編 道路改良事業
第2章 計画と調査
第8節 横断面の構成

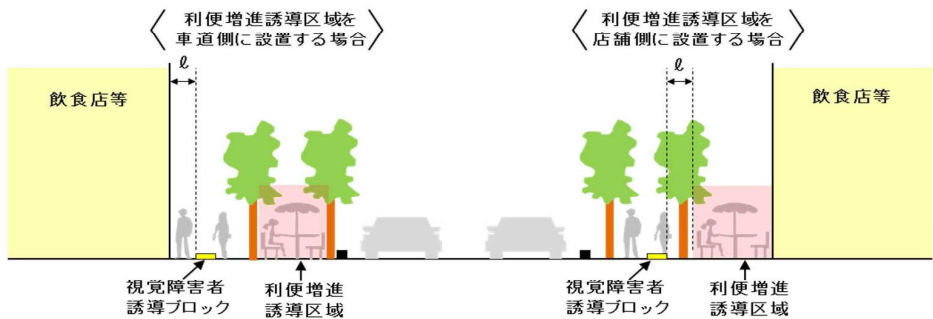
現 行	改 定
<p>ページ：2-2-18 2 構成要素とその組み合わせ (1)横断面構成要素と道路の機能の関係 (新設)</p> <p><u>vi) 植樹帯</u> 植樹帯は異種交通の分離による交通の安全性・快適性の向上など自動車・歩行者などの交通機能（通行機能）に必要な空間であるとともに、市街地形成、防災および環境の各空間機能を提供する空間でもある。</p> <p><u>vii) 副道</u> 副道は沿道施設への乗り入れなど自動車の交通機能（アクセス機能）に必要な空間であるとともに、市街地形成などの空間機能を提供する空間でもある。</p> <p><u>viii) 軌道敷</u> 軌道敷は専ら路面電車の通行の用に供することを目的とする道路の部分であり、路面電車の通行のために必要な空間である。</p>	<p>ページ：2-2-18 2 構成要素とその組み合わせ (1)横断面構成要素と道路の機能の関係</p> <p><u>vi) 歩行者利便増進道路</u> <u>歩行者利便増進道路は、賑わいのある歩行者中心の道路空間を構築し、安心・快適に通行・滞留できる歩行者などの交通機能（通行機能、滞留機能）に必要な空間である。</u></p> <p><u>vii) 植樹帯</u> 植樹帯は異種交通の分離による交通の安全性・快適性の向上など自動車・歩行者などの交通機能（通行機能）に必要な空間であるとともに、市街地形成、防災および環境の各空間機能を提供する空間でもある。</p> <p><u>viii) 副道</u> 副道は沿道施設への乗り入れなど自動車の交通機能（アクセス機能）に必要な空間であるとともに、市街地形成などの空間機能を提供する空間でもある。</p> <p><u>ix) 軌道敷</u> 軌道敷は専ら路面電車の通行の用に供することを目的とする道路の部分であり、路面電車の通行のために必要な空間である。</p>

第2編 道路改良事業
第2章 計画と調査
第8節 横断面の構成

現 行	改 定
<p>ページ：2-2-21 5 路肩</p> <p>(3) トンネル及び、橋若しくは高架の道路の路肩幅員の運用方針（長野県）</p> <p>長野県におけるトンネル及び、橋若しくは高架の道路の路肩幅員の縮小については、自転車道、自転車通行帯又は自転車歩行者道を設けない道路においては、路肩の幅員の縮小は行わないことを基本とし、設ける場合においては、準じ構造物区間とその他の区間との不連続性を極力排除する目的から、トンネル及び、100m以上の橋若しくは高架の道路について適用するものとする。</p> <p>ただし、トンネル及び、長さ100m以上の橋若しくは高架の道路にあっても、都市計画上の考慮、前後の道路状況等により必要とされる場合には一般部と同じ幅員とする。</p> <p>また、トンネル、橋梁等の構造物が、一定の区間において連続する場合は、一連の構造物として幅員の検討をすること。</p>	<p>ページ：2-2-21 5 路肩</p> <p>(3) トンネル及び、橋若しくは高架の道路の路肩幅員の運用方針（長野県）</p> <p>長野県におけるトンネル及び、橋若しくは高架の道路の路肩幅員の縮小については、自転車道、自転車通行帯又は自転車歩行者道を設けない道路においては、路肩の幅員の縮小は行わないことを基本とし、設ける場合においては、準じ構造物区間とその他の区間との不連続性を極力排除する目的から、トンネル及び、100m以上の橋若しくは高架の道路について適用するものとする。</p> <p>ただし、トンネル及び、長さ100m以上の橋若しくは高架の道路にあっても、都市計画上の考慮、前後の道路状況等により必要とされる場合には一般部と同じ幅員とする。</p> <p>また、<u>次の項目に全て該当する箇所については、故障・事故等の停車車両があっても車両通行を確保するための断面確保の観点から、半路肩ないしはそれ以上の路肩を設置することを基本とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>県もしくは市町村の地域防災計画・地域防災力向上行動計画等において、緊急・輸送車両の確実な通行確保が位置付けられている路線・区間であること</u><u>トンネル、橋梁の延長が2キロ以上かつ、通行止め等の場合に迂回が困難なこと（目安：迂回路が概ね1時間以上を要すること。）</u> <p>トンネル、橋梁等の構造物が、一定の区間において連続する場合は、一連の構造物として幅員の検討をすること。</p>

現 行	改 定
ページ：2-2-24 (新設)	ページ：2-2-24～26 7 歩行者利便増進道路 7 歩行者利便増進道路 (1) 歩行者利便増進道路の指定要件 道路管理者は、その管理する道路のうち、地域のシンボルロードや駅前通り、観光地へのアクセスルートなど、沿道店舗での買い物・飲食、歩行中の休憩、地域行事への参加・観覧などのために歩行者が快適に滞在・回遊できる空間の整備を図る道路について、以下の要件をいずれも満たす場合に、区間を定めて歩行者利便増進道路として指定し、歩行者の滞留の用に供する部分を設けることができる。 i) 道路管理者として、道路区域内に歩行者の滞留のために空間を確保し、その空間内において歩行者の利便の増進に資する施設等の計画的な整備又は誘導を行うことで、歩行者の利便の増進が図られ、快適な生活環境の確保及び地域活性化に資すると判断できること。 ii) 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等を勘案して、歩行者の利便の増進に資する適切な区間であると判断できること。 iii) 歩道等について歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること。 iv) 沿道住民や関係地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること。 (2) 利便増進誘導区域の指定 歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することを目的として、以下の要件及び「第8節 横断面の構成 6 自転車道、自転車通行帯、自転車歩行者道及び歩道」に記載の基準を満たす場所を指定できる。 なお、地域の実情等に応じて、既に実施されている交通規制により歩行者の円滑な通行が確保される道路や上空通路、地下通路、道路予定区域などの道路区間についても利便増進誘導区域として指定できるものとする。

現 行	改 定
<p>ページ：2-2-24 (新設)</p>	<p>ページ：2-2-24～26 7 歩行者利便増進道路</p> <p>i) 歩道に利便増進誘導区域を指定する場合</p> <p>国道においては道路構造令第11条第3項に規定する幅員（歩行者の交通量が多い道路にあっては、3.5m以上、その他の道路にあっては2m以上）、長野県道においては県道の構造の技術的基準等に関する条例に規定する幅員を確保した上で、区域を指定するものとする。</p> <p>ii) 自転車歩行者道に利便増進誘導区域を指定する場合</p> <p>国道においては道路構造令第10条の2第2項に規定する幅員（歩行者の交通量が多い道路にあっては、4m以上、その他の道路にあっては3m以上）、長野県道においては県道の構造の技術的基準等に関する条例に規定する幅員を確保した上で、区域を指定するものとする。</p> <p>iii) 自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に利便増進誘導区域を指定する場合</p> <p>国道においては道路構造令第39条第1項及び第40条第1項に規定する幅員（自転車歩行者専用道路については4m、歩行者専用道路については2m）、長野県道においては県道の構造の技術的基準等に関する条例に規定する幅員を確保した上で、区域を指定するものとする。</p> <p>図 2-2-12 新たな構造基準のイメージ</p>

現 行	改 定
<p>ページ：2-2-24 (新設)</p>	<p>ページ：2-2-24～26 7 歩行者利便増進道路</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者利便増進道路の指定及び利便増進誘導区域の指定等に当たっては、令和2年11月25日付け国政第51号「道路法等の一部を改正する法律の施行について」、令和2年11月25日付け国道利第23号及び国道環第78号「歩行者利便増進道路の指定について」及び令和2年11月25日付け国道利第24号及び国道環第79号「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について」を参照のこと。 指定と併せ、改築を要する場合は、事業目的により事業課と協議し、事業実施について調整すること。 歩行者利便増進道路（もしくは歩行者利便増進道路の指定の見込みがある道路）の改築や当該道路において道路付属物の新設等を実施する際には、視覚障がい者にとっても安全で使いやすい道路構造にするため、利便増進誘導区域と視覚障害者誘導ブロックの間に十分な間隔を確保できる構造となるよう配慮すること。 <p>(県管理の指定された道路における視覚障害者誘導用ブロック設置の運用例)</p>  <p>ℓ:60cm程度(ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合はこの限りではない。) ※道路の移動円滑化整備ガイドラインより</p> <p>図2-2-13 視覚障害者誘導用ブロックの設置例</p>

第2編 道路改良事業
第2章 計画と調査
第8節 横断面の構成

現 行	改 定
<p>ページ：2-2-24 <u>7</u> 植樹帯</p>	<p>ページ：2-2-26 <u>8</u> 植樹帯</p> <p>内容の変更なし</p>
<p>ページ：2-2-25 <u>8</u> 豪雪地帯</p>	<p>ページ：2-2-27 <u>9</u> 豪雪地帯</p> <p>内容の変更なし</p>
<p>ページ：2-2-25 <u>9</u> 自転車通行空間の整備形態の選定等について</p>	<p>ページ：2-2-27 <u>10</u> 自転車通行空間の整備形態の選定等について</p> <p>内容の変更なし</p>
<p>ページ：2-2-28 <u>10</u> 県道の構造の技術的基準等に関する条例</p>	<p>ページ：2-2-30 <u>11</u> 県道の構造の技術的基準等に関する条例</p> <p>内容の変更なし</p>
<p>ページ：2-2-29～45 <u>11</u> 県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則</p>	<p>ページ：2-2-31～47 <u>12</u> 県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道の構造の技術的基準に関する規則</p> <p>R3.2月改定の規則を記載</p>